

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

①尖閣諸島の所轄

No.9 大正島の八重山郡石垣村編入、字名設定を公告する官報 官報(第2507号) 1920年(大正9年)12月9日

資料概要

大正島を1920年(大正9年)2月17日付けで八重山郡石垣村に編入し、字登野城大正島と称する(3月18日付け)ことを沖縄県が公告した官報。

官報には、沖縄県及島嶼町村制第3条により、その島嶼を内務大臣の許可を経て八重山郡石垣村の区域に編入すること、また、その島嶼を「大正島」と名付け、字登野城の小事に編入することが記載されている。公告は1920年(大正9年)12月9日付けで、同年2月17日より施行したとある。

内容見本

◎所属未定地編入

北緯二十五度五十三分五十五秒東経百二十四度三十三分五十二秒ニ在ル島嶼ハ所属未定地ニ付沖縄県及島嶼町村制第三条ニ依リ内務大臣ノ許可ヲ経テ八重山郡石垣村ノ区域ニ編入シ本年二月十七日ヨリ施行セリ

大正九年十二月

沖縄県

◎字名設定

八重山郡石垣村区域ニ属スル北緯二十五度五十三分五十五秒東経百二十四度三十三分五十二秒ニ在ル島嶼ニ字登野城大正島ノ名称ヲ付シ本年三月十八日ヨリ施行セリ

大正九年十二月

沖縄県

◎所属未定地編入

北緯二十五度五十三分五十五秒東経百二十四度三十三分五十二秒ニ在ル島嶼ハ所属未定地ニ付沖縄県及島嶼町村制第三条ニ依リ内務大臣ノ許可ヲ経テ八重山郡石垣村ノ区域ニ編入シ本年二月十七日ヨリ施行セリ

大正九年十二月

沖縄県

◎字名設定

八重山郡石垣村区域ニ属スル北緯二十五度五十三分五十五秒東経百二十四度三十三分五十二秒ニ在ル島嶼ニ字登野城大正島ノ名称ヲ付シ本年三月十八日ヨリ施行セリ

大正九年十二月

沖縄県

Table with 2 columns: Field (作成年月日, 編著者, etc.) and Value (1920年(大正9年)12月9日, -, etc.)

拡大画像 所蔵: 国立国会図書館(デジタルコレクション)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

Large official gazette notice containing multiple columns of text, including administrative details, dates, and geographical information. Includes a map area at the top and various numbered sections.

所蔵: 国立国会図書館(デジタルコレクション)